

鳥取市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの ペットボトルリサイクル事業に係る協定書

鳥取市（以下、「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下、「乙」という。）は、以下のとおりペットボトルリサイクル事業に係る協定書（以下、「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、鳥取市民等が排出するペットボトルを乙が直営又はフランチャイズ方式により展開する店舗に設置するペットボトル回収機にて回収したペットボトル（以下、「本件ペットボトル」という。）について、甲及び乙が相互に協力してリサイクルすること（以下、「本件取り組み」という。）により、持続可能な資源循環に寄与することを目的とする。

（実施事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

【甲の実施事項】

- 鳥取市民に対し、ペットボトルを含む資源物について、適切にリサイクルする手法等を啓発すること。
- 乙との本件取り組みを周知すること。

【乙の実施事項】

- 本件取り組みの趣旨を乙店舗に説明し、賛同する店舗を決定し、甲に通知すること。
- 乙店舗に対し、本件取り組み実施にあたっての乙店舗が行うルール（本件ペットボトルの保管方法・本件ペットボトルの収集日時等）を周知すること。
- 本件ペットボトルを適正な方法により再生ペットボトルとしてリサイクルすること。

（費用負担）

第3条 乙は、本件取り組みにより生じる以下の費用を負担する。

- 乙店舗に回収機を設置するにあたり要する費用、維持管理に要する費用及び回収機の撤去費用（移設も含む）。
- 一次保管場所にてペットボトルを保管する費用。
- 一次保管場所から乙指定のリサイクル施設まで運搬する費用。

2 前項に定める事項以外に費用が生じた場合には、甲乙協議の上、その負担について決するものとする。

（定期協議）

第4条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本件取り組みの実施にあたり、相手方から秘密であることを指定された事項について、第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定書上の当事者間で書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（確認）

第6条 甲は、乙店舗のうちフランチャイズ方式により展開するセブン・イレブン店については、店舗を経営するオーナー（以下「オーナー」という。）の同意がなければ、本件取り組みを実施することができないことにつき理解し、同意するものとする。

2 甲は、オーナーが本件取り組みに同意した場合においても、オーナーの意思により、回収機を撤去する可能性があることを理解し、同意する。なお、その場合における回収機の撤去にかかる費用については、乙が負担する。

（本協定書の見直し）

第7条 甲及び乙のいずれかから、本協定書の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第8条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日からその日の属する年度（4月1日から翌年3月末日を1年度とする）の末日までとする。ただし、本協定書の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、本協定書の有効期間は、1年間延長されたものとし、以降もこの例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、その他特別な事情がある場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による申し入れによって、双方協議の上、本協定書を終了することができる。

（疑義）

第9条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名又は記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 鳥取県鳥取市幸町71番地

鳥取市長 深澤 義彦



乙 東京都千代田区二番町8番地8号
株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

